

被保護者健康管理支援事業の取組事例⑤

東京都北区

人口：約36万人
被保護者数：約8,500人（約7,400世帯）
区内福祉事務所：1か所

※いずれも令和6年度時点

生活習慣病が疑われる医療機関未受診・受診中断をしている被保護者を健康管理支援事業の中心的な対象として位置付け。対象者の決定はケースワーカーが行い、実際の支援については、生活習慣病に着目した保健指導は保健師（外部委託）が、精神領域は精神保健福祉士が実施する等、対象の絞り込み・役割分担によって効率的に支援。

実施体制

■ 所管と実施体制

- 被保護者数は約8,500人、ケースワーカーは90人強
- 医療介護係・保護係が連携して健康管理支援事業・医療扶助を実施
- 人員：医療介護係に事務職7名、医療扶助専属の事務委託4名
- 嘱託医：内科2名、精神科1名
- 専門職：精神保健福祉士1名（会計年度任用職員）

他部局・他分野連携

■ 都・23区のお福祉事務所

- 年に2回、都が23区内の福祉事務所の集会を主催
- 制度変更等、直近の話題が議論されることが多い。新たな取組について都が説明し、福祉事務所の意見を集約後、国にフィードバックしている

A：健康状態の把握

■ 健診受診勧奨（保健部局が実施）

- 区の保健部局が、被保護者を含む40歳以上の区民に対し健診案内を送付し、健診を実施（特定保健指導は国保部局で実施）
- 福祉事務所による被保護者全体を対象とした受診勧奨は実施していない

B：状態に応じた個別的支援

【アプローチ対象・役割分担の考え方】

- 医療機関の受診が無い・治療を中断している方への支援に注力
- 対象者はケースワーカーが選定。生活習慣病の可能性のある方、治療を受けていたが中断している方が中心
- 支援は精神保健福祉士・外部委託の保健師が実施

■ 保健指導（外部委託）

- 生活習慣病に着目した、保健指導を外部委託
- 約5ヵ月間、月1回面談を実施
- 健康状態、健診受診状況、健康面における生活の課題を、保健師が専門的な視点で確認
- 必要に応じて健診受診勧奨、医療機関受診勧奨、生活習慣の見直しに繋げる

■ 精神領域の受診勧奨・受診同行

- 精神疾患が疑われるものの病識が乏しいケース、意思疎通が困難なケース等で、精神保健福祉士がケースワーカーと一緒に支援
- まずは顔見せから始め、関係形成を重ねる。その後、医療機関の受診勧奨、受診同行へ進める段階的な関与を行っている
- 外部委託の保健師には契約上「同行」等を依頼することが難しく、そこを補う支援機能として精神保健福祉士を位置づけ、医療につながりにくい層へのアプローチ手段を確保